

兵庫県公報

平成26年 6月17日 火曜日 第 2603 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

告 示	ページ
土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
ふ化業者の登録（畜産課）	2
保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	2
同 上（同）	3
建設業法に基づく建設業者の許可の取消し（県土整備部総務課）	3
公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	5
兵庫県営住宅の使用料及び駐車場利用料金の収納事務の委託（住宅管理課）	5
公 告	
特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	6
特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	8
特約業者の指定の取消し（税務課）	10
県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	10
大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	12
同 上（同）	13
都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	14
同 上（同）	15
入札公告（管理課）	15

告 示

兵庫県告示第547号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成26年 6月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市櫛谷中土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	榎 原 修 治	神戸市西区櫛谷町谷口427番地の1

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	榎 原 忠 良	神戸市西区櫛谷町栃木183番地の1

大野下土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	沖 田 兑 雄	洲本市大野1742番地
同	宮 下 萬 米	同 市大野1281番地
同	宮 下 保	同 市大野1728番地1
同	沖 田 育 正	同 市大野1553番地
同	沖 田 卓 司	同 市大野1552番地1
監 事	宮 脇 保 明	同 市大野1535番地
同	石 原 茂 雄	同 市大野1628番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	沖 田 兑 雄	洲本市大野1742番地
同	宮 下 萬 米	同 市大野1281番地
同	宮 下 保	同 市大野1728番地 1
同	沖 田 育 正	同 市大野1553番地
同	沖 田 卓 司	同 市大野1552番地 1
監 事	宮 脇 保 明	同 市大野1535番地
同	石 原 茂 雄	同 市大野1628番地

手中池土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	丸 尾 義 和	加古郡稲美町印南273番地
同	井 上 貞 夫	同 郡同 町印南91番地の 1
同	井 上 庄 蔵	同 郡同 町印南363番地の11
同	植 田 光 男	同 郡同 町印南161番地の 6
同	宇治橋 弘	同 郡同 町印南518番地
同	植 田 眞一郎	同 郡同 町印南163番地の 6
同	植 田 文 則	同 郡同 町印南129番地
監 事	丸 尾 武	同 郡同 町印南236番地の 1
同	末 松 見佐夫	同 郡同 町印南363番地の29

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	植 田 眞一郎	加古郡稲美町印南163番地の 6
同	井 上 庄 蔵	同 郡同 町印南363番地の11
同	松 田 隆 介	神戸市西区神出町紫合540番地の 1
同	植 田 恭 彦	加古郡稲美町印南155番地の 1
同	植 田 博 文	同 郡同 町印南142番地の 2
同	植 田 文 則	同 郡同 町印南129番地
同	丸 尾 勇	同 郡同 町印南854番地の 7
監 事	植 田 光 男	同 郡同 町印南161番地の 6
同	丸 尾 義 和	同 郡同 町印南273番地



兵庫県告示第548号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、ふ化業者として次のとおり登録した。
平成26年6月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

登録番号	登録年月日	名称及び住所	ふ化場の名称及びその所在地
26兵第1号	平成26年5月31日	株式会社一宮家禽孵卵場 豊岡市出石町長砂158番地	株式会社一宮家禽孵卵場 豊岡市出石町長砂158番地



兵庫県告示第549号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。
平成26年6月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

養父市八鹿町米里字三ツ尾597の19、597の23、597の24、597の28、字大徳601の3、601の16、634の1から

634の3まで、648、652の1、字坂684の4、700

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第550号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年 6月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

宍粟市一宮町深河谷字下河原325の8、325の10、325の12、325の15、325の17から325の20まで

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字下河原325の8、325の10、325の20(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第551号

建設業法(昭和24年法律第100号)第12条の規定による廃業等の届出があったので、同法第29条第1項の規定に基づき、次の建設業者の許可を取り消した。

平成26年 6月17日

兵庫県知事 井戸敏三

商号又は名称及び代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業		処分の原因となつた事実	取消年月日
			区分	種類		
協栄航運(株) 代河田 幸教	神戸市中央区海岸通4 3 13	般 - 21 第114305号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、しゅんせつ工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成26年 2月28日
橋本工務店 代橋本 廣吉	同 市北区星和台4 18 3	般 - 22 第109644号	一般	建築工事業、大工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同

(株)サカ工 代榮 孝治	同 市西区王塚台5 466 5	般 - 24 第116200号	一般	塗装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月12日
秀成建設(株) 代成元 直規	同 市同区南別府1 14 5	般 - 23 第107433号	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月20日
(有)日本住宅研究社 代高原 京子	同 市同区神出町田井 223 1	般 - 21 第115601号	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成26年3月18日
村上鋳金工作所 代村上 治夫	尼崎市丸島町22	般 - 24 第203076号	一般	板金工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年1月23日
堀防水 代堀 司	同 市武庫元町1 35 10	般 - 20 第217853号	一般	防水工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年2月28日
コジマ工業 代小嶋 秀一	同 市富松町3 6 12	般 - 23 第218254号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年3月2日
竹原工業 代竹原 悟	同 市大庄北5 11 2	般 - 25 第218644号	一般	左官工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月11日
(株)三高製作所 代高橋 稔	同 市神崎町45 23	般 - 21 第201000号	一般	板金工事業、ガラス工事業、建具工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月17日
(有)アスカサーピス 代大村 隆司	同 市東浜町6 8	般 - 25 第217780号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月25日
(株)カワタホールディングス 代河田 一人	西宮市鳴尾町2 26 20 401A	般 - 23 第218328号	一般	防水工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成26年1月30日
丹海重機(株) 代福山 雅彦	同 市久保町10 4	般 - 22 第210453号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年2月28日
(株)中西建築 代中西 健一	芦屋市呉川町4 6 101	般 - 21 第217986号	一般	内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年3月21日
橋本土木 代橋本 克己	伊丹市稲野町5 70 3	般 - 24 第203260号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成25年12月31日
(株)浪速コーポレーション 代福永 順一	宝塚市安倉中5 5 13	般 - 21 第302056号	一般	土木工事業、とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成26年3月7日
ユタカ建設 代林 豊	同 市雲雀丘3 1 32	般 - 23 第212417号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月20日
(有)カネイチ建設 代金田 記代子	川西市東畦野山手2 5 25	般 - 21 第215911号	一般	建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成26年2月1日
(株)澤登建築工房 代澤登 朗	同 市清和台西4 1 9 C	般 - 23 第301085号	一般	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年3月1日
(株)エフクリエート 代西村 健二	同 市下加茂2 35 8	般 - 21 第301956号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月26日

下坊ライフサービス(株) 代下坊 浩二	三田市下井沢67	般 - 20 第301951号	一般	大工工事業、屋根工事業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成26年 2月 1日
(株)シマブンコーポレーション 代木谷 謙介	加古川市尾上町池田1884 1	般 - 23 第102637号	一般	管工事業、建具工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年 3月 1日
大侑建設 代上野 匡則	同 市平岡町山之上684 33 16A 301	般 - 21 第405495号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月20日
(株)中山水設 代中山 京子	高砂市緑丘2 4 5	般、特 - 23 第403228号	特定	塗装工事業、造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月 3日
(有)創美 代福井 雅美	姫路市夢前町寺1879 5	般 - 20 第459890号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成21年12月20日
(株)アメシス 代藤原 加代子	同 市飾東町豊国783 1	般 - 22 第460801号	一般	とび・土工工事業、管工事業、機械器具設置工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成26年 2月26日
(株)ヒメアル 代新宅 元之	同 市野里513 12	般 - 23 第457148号	一般	建築工事業、建具工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年 3月 6日
(有)ムサシ 代坂本 すみ子	神崎郡市川町浅野510 10	般 - 21 第459926号	一般	とび・土工工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月 4日
宮本鉄建工業 代宮本 博志	赤穂市片浜町38	般 - 23 第551845号	一般	鉄筋工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成26年 1月 5日
山崎エクステリアセンター 代長井 俊樹	宍粟市山崎町高所233 2	般 - 24 第501510号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、造園工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成25年12月31日
下江設備 代下江 雅人	揖保郡太子町東南392 8	般 - 21 第502657号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成26年 2月 3日
LGSハタヤ 代旗谷 淳二	豊岡市出石町荒木690	般 - 20、24 第651343号	一般	内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成25年 7月20日
(株)ふじ 代藤本 和也	朝来市和田山町東谷4 5	般、特 - 25 第600529号	一般	機械器具設置工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成26年 2月21日
小山造園 代小山 達雄	同 市和田山町加都1597	般 - 24 第600881号	一般	土木工事業、造園工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年 3月31日
仲山工業 代仲山 克美	美方郡新温泉町清富35	般 - 21 第700205号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、鉄筋工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年 6月30日
(有)みたけ造園土木 代石井 喜美子	篠山市東吹710	般 - 22 第752173号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成26年 2月11日
織田建設 代織田 純司	洲本市五色町鮎原宇谷245 1	般 - 24 第802013号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年 3月17日



兵庫県告示第552号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成26年 6月17日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 作業種類
公共測量(3級基準点測量)
- 2 作業期間
平成26年 4月 7日から同年 5月30日まで
- 3 作業地域
尼崎市武庫豊町地区及び西向島町地区



兵庫県告示第553号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、兵庫県営住宅の使用料及び駐車場利用料金の収納事務を、株式会社東急コミュニティー、株式会社兵庫県公社住宅サービス及び神鋼不動産ジークレフサービス株式会社に次のとおり委託した。

平成26年6月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 委託した歳入の名称

使用料

2 委託した事務の範囲

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和35年兵庫県条例第23号）第59条に規定する使用料及び同条例第71条に規定する駐車場利用料金の収納事務

3 委託した相手方の所在地及び名称並びに代表者氏名

(1) 東京都世田谷区用賀4丁目10番1号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役社長 岡本 潮

(2) 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号

株式会社兵庫県公社住宅サービス

代表取締役 上野 讓

(3) 神戸市中央区脇浜町2丁目8番20号

神鋼不動産ジークレフサービス株式会社

代表取締役 柴田 孝之

4 委託年月日

平成26年4月1日

5 収納の方法

収納受託者は、兵庫県営住宅の使用料及び駐車場利用料金を収納するときは、その権限があることを示す委託証明書を納入義務者に示すものとし、使用料及び駐車場利用料金を収納するときは、領収書を交付するものとする。

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民生活課、同部文書課県民情報センター、神戸県民センター、阪神南県民センター、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民センター、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成26年6月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 申請受付年月日 平成26年5月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人東播スキルOBネット

イ 代表者の氏名 佐山 武英

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市平岡町一色650番地の7

エ 定款に記載された目的

この法人は、定年退職した又は退職予定の機械加工技術・技能者に対して、勤務先を紹介し、その優れた技術・技能を再活用するとともに、長年培われた技術・技能及び工場経営ノウハウを東播地域中小製造業に伝承すること、また中小製造業の技術・技能者の教育・訓練（主に機械加工）を行い、技術・技能の伝承を図ることをもって、東播地方の中小製造業の発展に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成26年5月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人宝塚の杜芸術倶楽部

イ 代表者の氏名 二 葉 滋

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市上佐曾利字森ノ谷19番地

エ 定款に記載された目的

この法人は主に宝塚市の住民に対して、陶芸を主とした文化講演セミナーの開催、陶芸製作塾での製作の実践を通して、多くの人々と広く親交を深め、芸術文化各分野の更なる理解の深化を目的とすると共に、その技術の伝承と技術者育成を目指します。

3 (1) 申請受付年月日 平成26年5月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人人権センター東今北

イ 代表者の氏名 豊 島 俊 彦

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市西立花町3丁目14番地1号

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、多文化・多世代交流に関する事業を行い、人権文化の推進と福祉のまちづくりに寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成26年5月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人F・U・N

イ 代表者の氏名 安 藤 小由紀

ウ 主たる事務所の所在地 明石市小久保2丁目6 5

エ 定款に記載された目的

この法人は、教育環境に恵まれない子どもや子育てに悩む親や教育者、自分の将来の決定について悩む学生に対して、虐待についての研修や支援事業をおこない、全ての人が健全な生涯を送ることに寄与する。

5 (1) 申請受付年月日 平成26年5月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人不登校のための学校カウンセリングセンター

イ 代表者の氏名 小 嶋 國 裕

ウ 主たる事務所の所在地 篠山市矢代639番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、不登校の状態にある児童・生徒に対して、医療的、治療的支援を得ながら、その保護者や学校側と協力してより早期に回復できるように援助するとともに、教育関係機関等とも連携して学校カウンセリングに関する事業を行い、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

6 (1) 申請受付年月日 平成26年5月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ホームホスピス淡路島

イ 代表者の氏名 山本 美奈子

ウ 主たる事務所の所在地 洲本市本町2丁目3番地23号

エ 定款に記載された目的

この法人は、淡路島を中心にがん・難病・進行性疾患などにより通常の生活の継続が困難になられた方に対して、ホームホスピス事業を行うとともに、市民に対して介護及び看護に関する研修やホームホスピスに関する講演事業を行い、市民によるより良い福祉、保健、医療の実現とコミュニティ創りに寄与することを目的とする。

7 (1) 申請受付年月日 平成26年5月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人丹のたね

イ 代表者の氏名 竹 岡 正 行

ウ 主たる事務所の所在地 丹波市山南町谷川2787番地1

エ 定款に記載された目的

この法人は、兵庫県丹波地域を活動拠点とし、ひきこもり・ニートまたは障がいなどにより支援を必要としている家族や関係団体とネットワークを結ぶ中間支援団体として、丹波の地域特性を生かした支

援活動を行っていく。丹波の豊かな自然、資源を生かした経済活動を開拓し、兵庫県丹波地域の発展を目指すことを目的とする。

~~~~~

#### 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民生活課、同部文書課県民情報センター、神戸県民センター、阪神南県民センター、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民センター、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成26年6月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 申請受付年月日 平成26年5月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人メディア童夢

イ 代表者の氏名 藤井 勝典

ウ 主たる事務所の所在地 大阪市北区梅田二丁目2番22号 ハービスENT18F

エ 定款に記載された目的

この法人は、こどもたちに対して、感性を育むような映像を使用した情操教育を行い、また上映会を通じて、こどもから大人まで集える場所を提供することにより、こどもの健全な育成及び世代間のコミュニケーションの増進に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成26年5月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人大津ピア

イ 代表者の氏名 中本 丈久

ウ 主たる事務所の所在地 赤穂市上飯屋南16番地13

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者、高齢者に対して、農業生産を中心とした就労支援に関する事業を行い、社会福祉、地域貢献に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成26年5月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人レーシック難民オフ会

イ 代表者の氏名 木田 智史

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市東難波町五丁目7番19 214号

エ 定款に記載された目的

この法人は、レーシックによる後遺症患者への情報提供、情報交換会開催事業を行い、その精神的な支援を行うとともに、就労能力の低下や高額治療費負担等で経済的に不安を抱える患者に義援金を提供する事業を行うことで経済的な支援を行い、広く保健、医療又は福祉の増進及び消費者の保護に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成26年5月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人中播磨峰の会

イ 代表者の氏名 米 靖弘

ウ 主たる事務所の所在地 神崎郡福崎町西田原1399番地1

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、生活支援及び社会参画促進に関する事業を行い、障害者福祉の増進とすべての人々が心豊かに安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請受付年月日 平成26年5月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人グラスクラフト協会

イ 代表者の氏名 元 廣 幸 雄

ウ 主たる事務所の所在地 三田市学園3丁目1番 リフォレA棟201号室

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対し、手工芸に関する普及・啓発事業を行い、創造の喜びや知識・技術を広めることにより、すべての人が心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

6(1) 申請受付年月日 平成26年5月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人姫路子育てサポートセンター

イ 代表者の氏名 高 田 智 子

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市城見台4丁目12番地5

エ 定款に記載された目的

この法人は、すべての子どもとその家族に対して、あそび及び地域生活支援や相談を総合的に行い、子育てに関する学習交流会を行うことにより、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的とする。

7(1) 申請受付年月日 平成26年5月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人セカンドライフ・ネット

イ 代表者の氏名 住 山 利 恵

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市昭和通3丁目90番1号 尼崎KRビル702号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者への「心の満足を得る時間」の提供等の高齢化を迎える地域社会づくりに必要な事業、障害者が自立した生活を営んでいくための社会参画促進及び生活支援に必要な事業、職業訓練に必要な事業等を行い、高齢者福祉及び障害者福祉の増進と全ての人が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

8(1) 申請受付年月日 平成26年5月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ポア・ヴィーブ

イ 代表者の氏名 小 林 大 介

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市伊子志2丁目8 18

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者、障害児及びその家族に対して、地域社会での自立生活および社会参加の促進を図るため、福祉サービスの提供、相談助言等を行うとともに、広く地域住民の参加協力を得て、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与する事を目的とする。

9(1) 申請受付年月日 平成26年5月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ひと・まち・あーと

イ 代表者の氏名 畑 本 康 介

ウ 主たる事務所の所在地 たつの市龍野町日山437番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、芸術・アートに関わる全ての人に対して、交流の場の運営や作家活動への支援、まちづくりに関するイベントの企画・提案に関する事業を行い、芸術・アートを取り入れたまちづくりを通して地域の活性化に寄与することを目的とする。

10(1) 申請受付年月日 平成26年5月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人こころ・からだ研究所

イ 代表者の氏名 久 保 香

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市石劬町9番20号

エ 定款に記載された目的

この法人は、児童期までの親子及び様々な問題を抱えていたり、今後そういう状況に成りうる青年期から成人期の人に対して、親子等の健全な心身の育成を支援する事業を行い、児童期までの親子の生活の質の向上とすべての人が心豊かに暮らしていくことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

11(1) 申請受付年月日 平成26年 5月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人こむの事業所

イ 代表者の氏名 松 藤 聖 一

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市売布東の町12番 9号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、生活支援及び社会参加の促進に関する事業を行い、障害者及び高齢者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。



特約業者の指定の取消し

兵庫県税条例(昭和35年兵庫県条例第63号)第107条第 3 項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成26年 6月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 氏名又は名称      | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 指定取消年月日     |
|-------------|-----------------|-------------|
| 宝殿石油販売 株式会社 | 加古川市西神吉町岸93 1   | 平成26年 4月 1日 |



県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

平成26年 6月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 入札に付する県有地  
売払物件

| 物件番号 | 所在地                   | 面積 (㎡) | 地 目 |
|------|-----------------------|--------|-----|
| 4    | 神戸市北区若葉台二丁目 3 番670    | 196.72 | 宅 地 |
| 5    | 神戸市北区若葉台二丁目 3 番673    | 206.11 | 宅 地 |
| 6    | 宝塚市千種三丁目14番94         | 109.55 | 宅 地 |
| 7    | 丹波市柏原町北中字西ノ下534番 2 ほか | 590.70 | 宅 地 |

- 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法(明治29年法律第89号)第17条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者

- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者  
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者  
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者  
エ 上記アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- 3 契約条項を示す場所  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画県民部管理局管財課財産・車両班
- 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間
- (1) 配布場所及び申込場所  
前記3に同じ。
- (2) 配布期間及び申込期間  
平成26年6月17日（火）から同月30日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 5 入札の場所及び日時
- (1) 物件番号4及び5
- ア 場所  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
- イ 日時  
平成26年7月4日（金）午前10時30分から
- (2) 物件番号6
- ア 場所  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
- イ 日時  
平成26年7月3日（木）午前10時30分から
- (3) 物件番号7
- ア 場所  
丹波市柏原町柏原688  
柏原総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
- イ 日時  
平成26年7月7日（月）午後2時00分から
- 6 入札保証金



- (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
10立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の名称 | 開店時刻 | 閉店時刻  |
|------------|------|-------|
| ゴダイ株式会社    | 午前7時 | 翌午前0時 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前6時30分から翌午前0時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口2箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成26年 5月27日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

- (2) 縦覧期間

平成26年 6月17日から 4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限

平成26年10月17日

- (2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成26年 6月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグコスモス上郡店

所在地 赤穂郡上郡町竹万字大開キ2278ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品

住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

代表者の氏名 宇 野 正 晃

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品

住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

代表者の氏名 宇 野 正 晃

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成27年 1月20日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,698平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

70台

(2) 駐輪場の収容台数

20台

(3) 荷さばき施設の面積

40平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

13.5立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の名称 | 開店時刻  | 閉店時刻  |
|------------|-------|-------|
| 株式会社コスモス薬品 | 午前10時 | 午後10時 |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口2箇所、出口1箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成26年 5月19日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成26年 6月17日から 4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成26年10月17日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年 6月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市米田町米田字下馬場崎884番、900番3の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

大阪市西区西本町1丁目6番17号

株式会社偶コーポレーション 代表取締役 地上 喜美子

高砂市米田町米田823番地の2



### 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

#### (1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 津島

電話(078)341-7711 内線4935 F A X(078)362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成26年6月17日(火)から同年7月1日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。ただし、6月23日(月)からは午後0時30分から午後1時30分までを除く。)

ウ 入札・開札の日時及び場所

平成26年7月29日(火)午後3時30分 兵庫県庁西館 1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成26年7月28日(月)午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

#### (2) 電子による入札

「兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)」の利用による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成26年6月17日(火)午前9時から同年7月1日(火)午後4時まで(土曜日及び日曜日を除く。)

イ 入札の日時

平成26年7月22日(火)午後5時から同月29日(火)午後3時30分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

### 4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成26年6月18日(水)から同年7月11日(金)まで(持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。ただし、6月23日(月)からは午後0時30分から午後1時30分までを除く。)

なお、電子入札システムによる場合は、平成26年6月18日(水)から7月1日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、7月1日(火)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

(7) 事前協議申込書

(1) 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はF A Xにより提出すること。

オ 確認の結果

平成26年7月22日(火)午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

## 5 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成26年7月28日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

## (3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

## (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成26年8月13日（水）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(1) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

## (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

要作成

## (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

## (1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

## (2) Nature and quantity of the product to be purchased:

ICT School Computer System 1 set (Lease)

## (3) Lease period: September 1, 2014 - August 31, 2019

## (4) Delivery location:

Hyogo Prefectural Higashinada senior High School (50 Fukaehamacho Higashinada-ku Kobe Hyogo Prefecture) and 147 other places (as specified in the tender documentation)

- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 July 1, 2014
- (6) Deadline for tender:  
15:30 July 29, 2014 by direct delivery and electronic bidding system  
17:00 July 28, 2014 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:  
Mr. Tsushima, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
TEL (078)341-7711 extension 4935